

第 28 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 22 年 9 月 13 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分まで

(2) 場 所 自治会館 3 階 大会議室

(3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩渕敬 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子 橘あすか
芳賀一英 藤田一巳 森岡幸江

イ 県 側

総務部長 総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 建設産業室長 建設産業室主幹 農林総務課主幹 森林計画課主幹
入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席
県北農林事務所農村整備部長 会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長
会津若松建設事務所主幹兼事業部長 相双建設事務所企画管理部長
会津地方振興局出納室主幹兼副室長 相双地方振興局出納室主幹兼副室長

(4) 次 第

ア 開会

イ 辞令交付

ウ 議事

(ア) 報告事項

- a 入札方式と工事成績について
- b 総合評価方式の実施状況について
- c 県発注工事等の入札等結果について(第 1 四半期分)
- d 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について
- e 再苦情に関する調査結果について

(イ) 審議事項

- a 抽出案件について
- b 建設関係団体等からの意見聴取について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

エ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから、第 28 回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

本日の会議は、軽装での開催といたしました。県におきましては、省エネルギーによる地球温暖化に寄与することを目的として、軽装に取り組んでおります。ご出席の皆様におかれましても、地球温暖化防止の取組みについてご協力をお願いいたします。

本日は、新任の委員をお迎えしておりますので、はじめに辞令の交付を行います。

《総務部長から橘あすか委員に対し、辞令を交付》

【入札監理課主幹兼副課長】

総務部長につきましては、所用によりここで退席させていただきますので、ご了承願います。

それでは議事について、美馬委員長よろしくお願いたします。

【美馬委員長】

それではこれより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思えます。本日は報告事項が 5 件、審議事項が 2 件、合計 7 件でございますが、これらについては、公開で行いたいと思えますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

【美馬委員長】

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。それでは始めに、報告事項のア「入札方式と工事成績について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問ございますか。

資料1の4頁の棒グラフについてはどうですか。

【入札監理課長】

4頁のグラフは、工事成績評定の点数の高い方に分布が多く出ているということでございまして、こちらの横軸が成績点、縦軸が頻度でございますので、総合評価方式で実施した工事の方が、価格競争で実施した工事と比べて成績の良いものが多いというような結果になってございます。

【美馬委員長】

分かりました。他に何かご質問ございますか。

【美馬委員長】

この結果を見ると、低い価格で入札したものでも、品質的にはそれほど悪いというような結果にはなっていないということのようでございます。よろしゅうございますか。

それでは、2番目の報告事項イ「総合評価方式の実施状況について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料2により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、ご質問はございますか。

資料2の3頁のまとめに書かれていることですが、基本的には2月に調査基準価格を引き上げた影響が出ているということです。そして、第1四半期だけではなくて、今後の推移を見守っていきたいということでございました。何かご質問はございますか。

【安齋委員】

2頁の9の欄に低入札価格調査で失格した件数が1件と記載がありますが、これは、初めてのケースかと思いますが、本日報告のある再苦情の申立てがなされた案件ですか。

【入札監理課長】

低入札価格調査そのもので失格となった事例は、昨年度は1件もございませんでした。その前の年には3件ほどありましたが、昨年度はまったくなくて、今年度は今のところ、この1件だけでございます。ただいまお話がありましたように、この1件につきまして再苦情申立てがございまして、後ほど再苦情調査部会長からご報告をいただく案件でございます。

【美馬委員長】

皆さんよろしゅうございますか。他にいかがですか。

第1四半期のみ状況ということでございますので、今後の推移を見守ってゆかなくてはならないものでございます。

それでは3番目の報告事項ウ「県発注工事等の入札等結果について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、何かご質問はございますか。

傾向として、契約金額の低い案件又は下のランクの参加が可能な案件について入札参加者数が多いということですが、前年度の第1四半期の傾向と比べると、どのようになっていますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

この辺りはどの金額帯の入札参加者数が多いかということも含めて、入札の条件によりどのように応札がなされているのかということを見ていかないとならないのだろうと思います。ただ、総合評価方式が始まって、実績があることが大事だということが随分と浸透してきた結果として、

まずは実績を作るために応札して頑張るという面もあるのだらうと思います。

【美馬委員長】

ということは、総合評価方式ではなかなか落札できないということを前提にしているということになりますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

まだ、そこまで言い切るのには難しいのではないかと思います。

【美馬委員長】

はい。皆さんいかがですか。傾向としては、金額の低い案件には応札者が多いという傾向がみられるということです。そして、ランク的には C、D ランクの企業が入札可能になっている案件で入札参加者数が多いというような傾向がみられるようです。

【入札監理課主幹兼副課長】

去年の同時期の入札についても、あまり変わりがないというような状況となっております。去年の第 1 四半期と大体同じような数となっております。

【美馬委員長】

ということは、毎年同じような傾向がみられるということですね。

【入札監理課主幹兼副課長】

はい。

【美馬委員長】

特に変わった点はないと。皆さんいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項エ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（資料 4 により出納局所管分も含めて説明）

【森林計画課主幹】

（資料 4 により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、ご質問はございますか。

森林整備の案件では、正当な理由なく入札を辞退したということでしたが、その理由は分かりますか。

【森林計画課主幹】

いずれも入札の際の価格の記載ミスということでございます。

【美馬委員長】

記載ミスということは、低く応札し過ぎてしまったということですね。

【森林計画課主幹】

著しく低く応札してしまったということでございます。

【美馬委員長】

そうですか。分かりました。他にいかがですか。

【安齋委員】

建設工事等の 10 番の案件ですが、隠れている部分の写真がなかったということで、2 週間処分されていますが、そのことをどのように確認したのですか。

【入札監理課長】

隠れている部分は壊さなければ確認できませんので、いったんその部分について取壊しを行った上で、再度施工し直していただいたということでございます。

【安齋委員】

壊して調べた結果、施工は問題なかったということですね。

【入札監理課長】

結果としては、問題なかったということになっています。

【安齋委員】

結果的に、写真の添付がもれてしまったということですね。

【入札監理課長】

はい、そうです。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他にいかがですか。

それでは次に、報告事項オ「再苦情に関する調査結果について」です。こちらにつきましては、再苦情調査部会の部会長であります影山委員から説明をお願いします。

【影山部会長】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、何かご質問ございますか。

私自身も初めての経験ですが、申立の内容に対して、それぞれの理由を示して、県の決定は妥当であるという結論になっております。何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは報告事項は終了いたしまして、審議事項に移りたいと思います。

最初の審議事項は、審議事項ア「抽出案件について」です。まず、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。それでは、岩渕委員、影山委員の順番で説明をお願いします。

【岩渕委員】

私が抽出したものは、案件番号 1、2、3、4 です。いずれにしても価格逆転でということでしたので、案件番号 1 については、まず簡易型で一つということを考えまして、簡易型の中では落札率が比較的高いだろうということと、入札参加者数が 9 名で入札額の順位は 4 番目、技術評価点の順位は 2 番目という方が落札者になったということで選びました。案件番号 2 については、入札参加者数が 13 名で、入札額の順位、技術評価点の順位がともに 4 番目の方が落札者になったということで興味を持って選びました。それから、案件番号 3 は、入札参加者数が 3 名で、落札者の入札額順位は 3 番目ということで一番金額が高かったということと、落札率が 97.37 % ということで選びました。案件番号 4 は、入札参加者数が 13 者あって、入札額順位は 11 番目の方が落札者となったということで選びました。以上です。

【影山委員】

私の方は、2 月から最低制限価格等の引上げがなされましたので、4 月以降の発注でどれだけ落札率に影響が出ているかという視点に立って抽出いたしました。案件番号 3、4 については、岩渕委員と同じ抽出ということになりましたが、案件番号 3 については、97.37 % という高い落札率になっているということで選びました。案件番号 4 については、入札参加者数が非常に多いということと、落札率も高いということの説明をいただきたいと考え、選びました。案件番号 5 についても、案件番号 4 と同じように、入札参加者数が多くて落札率が高いということで選びました。以上です。

【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいまの抽出理由について、何かご質問ございますか。

よろしゅうございますか。それでは、それぞれの案件について説明していただきたいと思えます。まず、会津若松建設事務所の案件について説明願います。

【会津若松建設事務所】

(「資料6」により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。意見交換は後ほど一括して行いたいと思います。

加算点が相当高い得点で固まっている面もあるということですね。はい、どうぞ。

【岩渕委員】

加算点というものは、通常通りにやっているわけですね。機械的にこうだからこうというように算出したものと理解してよろしいですか。

【美馬委員長】

加算点の付け方は機械的に行っているのか、それとも企業の実状等を調べて行っているのかということだと思うのですが、今回については提出された書類で機械的に審査したのですか。

【会津若松建設事務所】

資料6の9頁をご覧いただきたいのですが、総合評価の加算点の計算の内訳がございます。左

から、企業の技術力、配置予定技術者の技術力、企業の地域社会性に対する貢献度、それから工事に関する施工計画の適切性等につきまして、それぞれ細かく配点がございまして、これらに関する資料をそれぞれの会社に提出していただいております。それらの資料について、適否といえますか、該当するか否かの審査を行います。右側の方に加算点(a)という欄がございまして、それぞれの項目を足した点数が加算点(a)で、30点を超えるもの、それから最低は17点で、20点台の会社もあります。これには、会社そのものの施工能力や今までの工事成績等もございまして、この工事の配置予定技術者の能力やこれまでの工事の成績、実績というものもございまして、あるいは、地域貢献度でございまして、それぞれの項目に対応する実績があるか資料を提出していただいております。該当するものに関しては得点を付けます。ある意味、この辺は機械的に提出された資料を評価させていただいているということでございます。

【岩淵委員】

施工計画の適切性というものは、どのような形で採点されるのですか。

【会津若松建設事務所】

10点満点になっておりますが、この案件では、10点、9点、3点あるいは0点のところもございまして。これは、それぞれの工事で、工事の施工計画に関するもの、工事をどのような工程で進めていくのか、指定された工期内でどのような順序で行っていくのか、あるいは品質管理や安全管理、それからここには内訳を付けてはおりませんが、更に細部の項目がございまして、それぞれの会社に作成していただいた工事に関する計画書について、A、B、Cという評点をしまして、評価しております。

【美馬委員長】

そうしますと、これにつきましては、内規という形で評価基準があるということ、その評価基準に基づいてこの評点を決めたとということになりますか。それとも、内規なしに、発注者側で資料を見て点数を決めたということになりますか。

【会津若松建設事務所】

県内統一のルールがございまして、簡易型以上のものについて、この施工計画の適切性というものを評価することになっておりまして、標準的な評価項目も定められており、それに基づいて評価しております。

【美馬委員長】

提出された資料と内規を照らし合わせて評価したということですね。

【会津若松建設事務所】

そういうことでございます。

【美馬委員長】

岩淵委員、よろしゅうございますか。他にご質問ございますか。

【藤田委員】

配置予定技術者の技術力という項目があるのですが、この案件の落札者の場合ですと、施工能力、工事成績、優良工事表彰のいずれについても一の記載となっていて点数が無いのですが、これはどのようなことでしょうか。

【会津若松建設事務所】

基本的に一の記載のものは、会社の方から提出された資料に記載がありませんというものです。それから、0.0という記載もございまして、それについては資料に記載はありますが評価に値するような内容になっていないというもので、記載はあるが評価できないということで0.0点、一の記載については、そもそも会社側から提出された書類に記載がないので、評価できないという使い分けをしております。

【藤田委員】

ありがとうございます。施工の面からすれば、その辺の技術力が一番のポイントになるので、いかがなものかと思ひまして聞いてみました。

【美馬委員長】

配置予定技術者の技術力という項目に対して足切りのようなものがあって、ここが0点でも、トータルで点数が高ければいいのか、それともこの項目について、例えば最低1点は確保していなければいけないのかということでは、そのような足切りはないと、総合評価で行っている

ということかと思えます。

【入札監理課長】

総合評価方式におきまして、評価項目でいわゆる足切りのようなことを行いますと、その評価項目を満たすことが参加条件になってしまいますので、福島県におきましては、少なくとも参加条件は、原則として格付要件と地域要件の2つのみを付すということで入り口はあまり狭めないということにしております。そういう意味から、この案件では、結果として、配置予定技術者の得点をしないで落札していますが、工事経験がない技術者を配置する企業であっても入札参加はできることになっています。企業としての工事経験はあるようですので、企業が持っているノウハウを活かしながら施工していただくということになるかと思えますが、入札参加条件になってしまう関係上、点数が0点だから自動的に失格というようなルールにはしていません。

【美馬委員長】

はい、分かりました。足切りをすると、入札参加条件になってしまうということから、そのようなことはしていないということのようです。

【安齋委員】

今回の落札者のような企業が、この項目の記載を忘れたというか、提出しなかったということは、ちょっと考えにくいのですが。この落札結果を表面的に見ると、施工能力がないところに県が発注した形になりますよね。ですから、藤田委員が質問することも当然のことだと思います。その辺について、説明してください。

【会津若松建設事務所】

会社の細かい事情についてはまでは直接聞いてはおりませんが、やはり、技術者を専任で配置しなければならない工事がありますので、現在の手持ち工事の状況やこれから発注される工事への技術者の配置予定なども考えながら、それぞれの工事を応札するときの配置予定技術者を決めているのだと思います。そのような中で、ここでは施工能力とか工事成績等で、評価基準に該当する技術者を配置予定とすることができなかったといえますか、しなかったということではないかと思われます。

【美馬委員長】

そういうことのようにです。

【安齋委員】

配置予定技術者がいないということだと、工事ができないのではないですか。

【入札監理課長】

ただいまの説明は、配置技術者がいないということではなくて、また、記載漏れということでもなくて、今回の工事の配置予定技術者として、たまたま同じような工事の経験がない技術者を配置する予定になっていたということです。ですので、総合評価方式のこの部分の得点ができないことを承知の上で、入札に参加したということだと思います。配置予定技術者が同じような工事の経験がある方でなければ入札参加ができないという場合というのは、県におきましては、工事の難易度が高いものなど、特殊な工事の場合に限ってそういう条件を設定することにしております。別な言い方をしますと、舗装工事などの場合におきましては、配置される技術者に経験がない場合であっても、工事の施工に特に支障はないものと判断しているということになります。

【美馬委員長】

他にいかがですか。

【田崎委員】

まず1点目ですが、この案件が電子入札となった経緯はどのようなものでしょうか。2点目は、感想に近いのですが、この案件の参加者の皆さんは入札金額にあまり幅がないというか、ある金額に集中していたために、加算点によって誰が第1位になるか、微妙なところだったのかなと思います。こういったケースの場合には、入札に参加する方は、加算点をいかに取るか、入札参加者によっては地域社会に対する貢献度をいかに取るかということ、やはり自分の足りない部分をどこかで補って加算点を上げようとしている面が見えたのかなと思います。ですから、加算点のどこに重きを置くかということ、評価項目が妥当であるかということ、あまり項目が細か過ぎても大変になるかと思えますが、この辺については今後の委員会の中で見ていかなければいけないと思いました。

【美馬委員長】

はい。最初の質問についてお願いします。

【入札監理課長】

電子入札につきましては、段階的に対象件数を増やしているところございまして、今年度は、工事、それに測量等の業務委託も含めまして、概ね 700 件程度を対象に抽出の上で実施しております。今回、この工事が電子入札の対象になりましたのは、その関係で抽出対象になったということでありまして、特に抽出基準等は設けてございませんので、発注のタイミング等により、それぞれ発注者が選んでいるということでございます。

【美馬委員長】

加算点の問題については今後の課題かと思っておりますので、見守っていきたいと思います。他に質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは 2 番目の案件ですが、同じく会津若松建設事務所の案件でございます。説明をお願いします。

【会津若松建設事務所】

(資料 6 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、何かご質問ございますか。

【安齋委員】

入札額順位は 4 位、加算点順位も 4 位だった企業が 1 位になったと。それぞれの入札額をみると金額的な差はそれほどないわけですが。この案件は、入札年月日が 3 月 17 日で、落札者を決定したのは 5 月 17 日ということで 2 か月も期間があるのですが、これはどのようなことでしょうか。

【会津若松建設事務所】

入札年月日が 3 月 17 日で、落札者決定が 5 月 17 日ということで、期間を要しているのではないかとのご指摘でございますが、これは低入札価格調査を行ってから落札者を決定したことによるものでございます。

【美馬委員長】

そういうことのようにございます。他に何かご質問ございますか。

【美馬委員長】

最終的には、くじで落札者が決まったということですね。

【会津若松建設事務所】

はい。1 位と 2 位の評価値が同値でございまして、くじによって落札者を決定したものでございます。

【美馬委員長】

はい。ご質問いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それではここで 5 分間の休憩を取りたいと思います。再開は 14 時 37 分にします。

《休憩》

【美馬委員長】

それでは再開します。3 番目、富岡土木事務所の案件について説明してください。

【相双建設事務所】

今回の案件につきましては、富岡土木事務所長が説明するところでございますが、所長が所用にて出席できませんので、代わってご説明申し上げます。

(資料 6 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、何かご質問はございますか。

【岩淵委員】

それほど難しそうな工事というような感じもしないのですが、入札参加者が 3 者しかいないのはなぜでしょうか。それから、加算点を見ますと、施工能力や工事成績で落札者となった会社が圧倒的に強かったというような形になってはいますが、他の入札参加者のこの辺の点数が 0 点となっているのは、どういうことからですか。

【相双建設事務所】

3 者しか参加しなかった理由についてどのように考えているかということですが、橋梁工事は一般的に入札参加者数が少ないということもございます。さらに、橋梁補修工事というのはもっと少ないということがあります。また、施工の時期の面で、他の工事と重なったということも考えられます。それから、企業の技術力の件でございますが、21 頁をご覧くださいと思います。施工能力と工事成績について、落札者だけが、4.0 点と 3.0 点で、その他の会社につきましては 0 点ということもございますが、これはそれらの実績に基づくものでございます。

【美馬委員長】

まず、1 点目の入札参加者が少なかった理由は、橋梁工事は基本的に少ないということですが、この入札参加資格からすると、どれぐらいの参加可能業者数だったのですか。

【相双建設事務所】

入札参加可能業者数でございますが、管内で一般土木の B、C、D に該当するものは 151 者でございます。

【美馬委員長】

そうですか。橋梁はそんなに多くはないということでしたね。

【相双建設事務所】

この工事は、橋桁の伸縮継手ということで、桁と桁の間をクッション材のようなもので走行性を重視した伸縮装置を設置するものでございますが、その取替工事ということで、一般土木工事として扱っております。

【美馬委員長】

そうですか。それにしても入札参加者数が少ないような気はしますね。2 点目の加算点については、実績がなかったということですね。

【相双建設事務所】

そうでございます。

【美馬委員長】

はい。岩淵委員いかがですか。

【岩淵委員】

この案件については、落札率が 97.37 % とかなり高いということもあって、3 者しか入札参加者がいなかったのはなぜかと気になったところです。

【美馬委員長】

はい、他にいかがですか。よろしゅうございますか。それでは、4 番目、会津若松建設事務所の案件について説明してください。

【会津若松建設事務所】

(資料 6 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について何かご質問ございますか。

この案件は、落札者の加算点が、第 2 位以下に大きく差を付けての第 1 位ということですね。加算点が非常に効いてきたという案件かと思えます。

【安齋委員】

入札額順位 11 位からの逆転ということで、いかにもすごいようにみえますが、金額的な差はそれほど大きくはないですね。

【美馬委員長】

そうですね。落札者の加算点をみますと、地域貢献の分野に非常に力を入れているという感じですね。よろしゅうございますか。それでは、第 5 番目、県北農林事務所の案件について説明をお願いします。

【県北農林事務所】

(資料 6 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について何かご質問ございますか。

【安齋委員】

抽出事案説明書では入札参加者数は 11 者との記載になっていますが、資料 6 の 31 頁の方には入札参加者の記載が 13 者あり、そのうち辞退が 2 者、予定価格超過が 1 者と記載があります。このような場合、抽出事案説明書には、無効又は失格となった者は 1 者、辞退した者は 2 者と記載すべきではないのでしょうか。それとも、今回の記載の仕方です正しいのでしょうか。

【入札監理課長】

まず、辞退につきましては、抽出事案説明書では、落札候補者となった後に辞退された者の数を記載することにしてございまして、この案件の場合のように、入札前に辞退されてしまった者について記載する欄を設けてはいなかったものですから、備考の欄に記載すると良かったのかなと思います。それから、予定価格超過につきましては、無効又は失格となった者及びその理由欄に書いておいて良かったかなと思います。

【安齋委員】

そうしますと、この辞退なのですが、電子入札システムにおいて入札書が未到達と記載がありますが、これは初めから入札しなかったということですか。

【入札監理課長】

これは電子入札の仕組みと申しますか、電子入札システムは、県で独自開発したシステムではございまして、汎用のものでございます。その関係で、通常、郵便で入札していただく際には、総合評価の技術提案書と内封筒に入れた入札書を一つの大きな封筒の中に入れて提出いただきます。そして、先に大きな封筒を開けて技術提案書を評価した後で、開札日に入札書が入っている内封筒を開封するというやり方をします。ですが、電子入札では、そのように封筒を 2 重にすることができませんので、まず技術提案書のみを先に電子入札システムで送っていただくのですが、その技術提案書は提出したにもかかわらず、入札書の提出を、企業の方で理由があつてしなかった場合や忘れたというような場合に、このようなことになりまして、今回の案件につきましては、1 者については、社内で技術提案書を提出する担当者が入札書を提出する担当者が別になっていた関係で、入札書を提出することを忘れてしまったとのこと。もう 1 者につきましては、技術提案書を提出した後で、その提案書の中にミスがあったことに気がついて、入札そのものをあきらめてしまったということだそうでございます。

【美馬委員長】

はい。他に質問はございますか。よろしゅうございますか。それでは、質問が終わりましたので、抽出案件につきまして、意見交換へ移りたいと思います。どなたか意見がある方いらっしゃいますか。

【齋藤委員】

抽出事案の案件番号 4、資料 6 の 23 頁ですが、無効又は失格となった者及びその理由という欄に、技術提案書が外封筒に入っていないためと記載がありますが、この辺は今ほどの電子入札の仕組みとの関係でも説明がありましたが、外封筒に入っていないというようなことは、受付のときに分かりそうな気がするのですが、その際に指導はなさらないのでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

本県の工事の入札は郵便入札で、配達日指定となっております。そのため、いわゆる五月雨式に郵便が届くわけではなくて、指定日に届かないと無効としております。そして、郵便が届いた時点で技術提案書が入っていない場合、もう一回出し直しということは基本的に入札ではありませんので、無効ということになります。

【美馬委員長】

郵便入札の関係で、そのようになるそうです。他にいかがですか。

総合評価入札方式で価格逆転が起きるのは、総合評価方式の趣旨には合っているのですが、一方で、加算点が高い企業がほとんど落札してしまうということになると、適正な価格競争が行われなくなる可能性があります。そういう意味では、価格逆転があれば良いということにもならないように思うのですが、いかがですか。

【入札監理課長】

確かに、総合評価ということで、価格と価格以外の要素を合わせて評価しますので、価格の第 1 位の企業がすべて落札するとか、価格以外の第 1 位の企業がすべて落札するというようなことになってしまつては、総合的に評価したことにはならず、一面的な評価になってしまいますので、

そういう意味では、価格と価格以外の評価ということで、ある程度、落札者がばらけているという状態が良いのではないかと考えております。福島県におきます価格逆転の状況は、今回もお示ししましたように、半分以上が価格逆転となっております、全国的にはおそらく高い部類に入ってくると考えております。福島県では、いわゆるダンピング対策という形で、入札金額について足切りというものを行っておりますので、例えば、参加者9者のうち4者あるいは5者が足切りの対象になりますと、その4者あるいは5者は価格的には同点の扱いになりますので、その中ではあとは加算点の勝負というふうになります。そういう関係で、福島県においては価格逆転が多くなる傾向はあるものとは考えております。ただ、そもそも入札制度の基本は価格競争でございますので、価格の要素が適切に反映されてくるということも必要だと考えております。そういった観点から、総合評価方式については昨年度から本格的な運用をはじめておりますが、昨年11月に特定の評価項目の影響があまり大きくない出ないような改定を行いまして価格逆転もある程度収まってきたように考えておりましたが、今回、低入札価格調査基準価格の引上げを行ったことの影響が価格逆転の方に出てくるものと思いますので、その辺について、もう少し数値的なものも含めて分析をしていきたいと思っております。

【美馬委員長】

そうですね。今後の課題としては、その辺を再検討する必要も出てくるかもしれませんね。加算点の高い企業がいつも落札するということになっては、やはり問題があるという気がいたします。他にご意見はございますか。

【安齋委員】

事務局にお尋ねします。価格逆転の原因の一つに、福島県が特別簡易型をかなり採用しているということはありませんか。福島県は、全国的に特別簡易型の実施件数が多い方のグループではないですか。その辺を調べたことはありませんか。

【入札監理課長】

特別簡易型の比率が全国の中で多い方かどうかということについての調査までは、私どもの方ではしておりませんでした。また、国あるいは他県が調査したのも、そこまでの内容のものは見たことがございません。標準型、簡易型、特別簡易型の3類型は、おそらくたいの都道府県で共通して持っている類型だと思いますので、他県等に照会をして状況を調べてみたいと思います。

【安齋委員】

価格逆転の割合について、資料2の1頁の項目6を見ますと、平成21年度では、全体平均は59.4%、特別簡易型は58.8%と、あまり差はありません。ところが、平成22年度の第1四半期においては、簡易型45.5%、標準型50.0%、特別簡易型69.7%ということで、特別簡易型に引上げられる形で全体平均が66.3%になっています。ですので、少なくとも平成22年度第1四半期においては、特別簡易型の影響が大きいのではないかと思います。その辺調べてみてください。

【美馬委員長】

特別簡易型にするのか、簡易型にするのか、標準型にするのかの金額の基準は全国共通ですか。福島県独自のものですか。

【入札監理課長】

福島県独自のものです。

【美馬委員長】

区分の設定は、県独自でやっているということですね。他にいかがですか。

【齋藤委員】

最低制限価格が引き上げられたということで、入札参加者にとっては公共工事が魅力的になりつつあるのかなと思いますが、経営が厳しくなり民事再生手続きの申立てがあったというような民間の調査結果等を最近目にいたしました。そういう厳しい状況でありながら、技術提案書を電子入札で先に送っておきながら入札書の提出を忘れたということや、手続きでミスをして応札をあきらめたというようなことからすると、建設業の実態というのはどうなっているのだろうかと思わされます。もうそちらの方にまで手が回らないくらいの状態になっているということなのでしょうか。それとも、それほど公共工事が魅力的ではないということなのでしょうか。

【美馬委員長】

どうですか。ミスが起きるのは慎重さが足りないのではないのか。その理由は公共工事が魅力的ではないということなのかというような質問ですが。

【建設産業室長】

今ほどのお話でございますが、決して公共工事に魅力がなくなったということではないと思っております。イージーミスというようなものがなぜ起きてしまうのかということについては、すべて分析しているわけではございませんが、往往にして、あまり慣れていらっしゃらない企業において、そのようなことになっているのかと思います。担当が作成したものを上司がもう一度チェックを入れるというような組織としてのチェック体制が確立されていない企業で起きているのかなというふうに理解しております。

【美馬委員長】

ということは、事務部門がしっかりしていないということになるのですか。あるいは、小さな企業で人材が確保されていないというところに問題があるのでしょうか。

【建設産業室長】

おそらく、その両方だと思います。

【美馬委員長】

そうですね。魅力がないわけではないけれども、十分な体制ができていないということのようです。

【齋藤委員】

付け加えますと、建設業というのは今非常に大変な状況で死にものぐるいでやっているのだらうと思っていたのですが、一般的に考えると、それほど死にものぐるいであるのならば、このようなことをしないのではないかというような感じがいたしました。また、先ほど岩渕先生のご質問にもありましたように、結構な金額だと思うのですが、150 者を超える入札参加可能業者があったのに、3 社しか応札しなかったということは、どういうことなのだろうとも思いまして、建設業の実態について心配なところが出てきたのです。

【美馬委員長】

そうですね。応札をしなくては落札できないのに、入札参加者が少ないのはなぜなのだろうと思います。

【建設産業室長】

まず、先ほどの説明を補足させていただきますと、入札方式が変わってきております。それに対する不慣れというものが一つの要因としてあるのかもしれませんが。それから、今ほどの3 者しか応札者がなかったという件ですが、先ほどもご説明申し上げましたが、橋梁の補修という、新しいものを新しく作るのではなくて、車で走行しますと橋の所へ行ってガタンガタンとなるところの部品を取り替えて、新しいものをセットするという工事です。交通を開放しながら片側を止めてという作業をするということで、かなりやりづらい工事だというような受け止め方をされたのかもしれませんが。そういった特殊な面があるものには応札者が少ないということも考えられるのかなと思っております。

【美馬委員長】

はい。ありがとうございました。

【田崎委員】

先ほどの電子入札の件ですが、不慣れのためにミスをしてしまうということは、入札に参加する企業側の勉強不足も確かにあると思いますが、やはりこれから電子入札をもっと広げていくのであれば、実際にシステムを見ていないので分かりませんが、確認画面であるとか、相手方に対する返信等で丁寧なやり取りを行うというような見直しをすると良いなというように思います。インターネットは最近とみに出てきていますので、例えば通販などでも確認画面が出てきて、そこで初めて承諾という形になっておりますので、電子入札の仕組みについて、丁寧な対応ができれば良いなと思います。

【美馬委員長】

事務局いかがですか。

【入札監理課長】

先ほどの技術提案書を最初に送った後で入札書を送るという説明ですが、技術提案書を送っていただいた場合には、こちらからも返信をさせていただいております。ただ、技術提案書を送って数日後に入札書の提出ということで、先ほどの社内的な関係で忘れてしまったというものは、聞いている範囲ではございますが、提案書を提出する担当の方と、入札書を提出する担当の方がそれぞれ異なっていたために、その会社で参加すべき案件についての認識が一致していなかったということで起こってしまったというように聞いておりますので、ヒューマンエラーというような面が大きいのかなというふうに思っております。

【美馬委員長】

新しい制度で、導入の際にはいろいろなトラブルも起きるかもしれませんが、できるだけ一本化していくということが望ましいと思います。新しい制度であれば、それへの対応については丁寧な説明が必要かと思えます。他にいかがですか。

【安齋委員】

以前、業者の方に、こういうミスがありますよとか、こういうところを注意して下さいというような説明会を開催したことがありますよね。それは今も実施しているのですか。

【入札監理課長】

現在は、県の側から業者さんに集まってお知らせして、そういう説明をするということも行っておりません。入札参加の有資格者名簿作成の際に、名簿作成の説明会を行いますので、その際には、県の入札制度の最近大きく変わった状況等についてはご説明しますが、今ほどお話がございましたが、こういう誤りが多いですよというような説明会までは県の側からは行っておりません。建設業界の団体等から、勉強会をやるので来てほしいというような形で、講師派遣依頼はありますので、そういう際にはそのような説明も行っております。

【安齋委員】

その時に説明すれば足りますよね。電子入札でもそうですが、開札前には指導できませんので、研修会などで注意を喚起するということになるのだと思います。

【美馬委員長】

そうですね。

【安齋委員】

案件3についてですが、151者が入札参加可能という話がありましたが、これは格付要件がB、C、Dだから151者あるということですよ。実際にはその中に橋梁の補修工事の経験がある業者というのは、それほどいないのではないのでしょうか。だから入札に応じたのが3者しかいなかったということではないのですか。

【相双建設事務所】

そういうことかと思えます。

【安齋委員】

ですよ。151者すべて施工能力がある業者ということではないですね。金額が小さいということで、B、C、Dランクという設定をしたから151者という数字が出てくるということですよ。もともと橋梁というのは専門業者が少ないですよ。そう解釈してよろしいですね。

【美馬委員長】

どうですか。一般土木ということで、それくらいはあるという答えになるのでしょうか。

【相双建設事務所】

参加要件が一般土木でありますので、一般土木を見ますと151者ということで、今のお話のとおりだと思います。

【美馬委員長】

一般土木という形にすると、こうなるということですね。他に何かございますか。

【橋委員】

今の案件についてですが、格付で適合する企業が150者程度あるとしまして、伸縮継手の補強の場合には参加資格はあるけれども、なかなか実績がなく工事を請け負うことができないという会社があった場合に、地域要件を管内ではなくて隣接3管内に設定する場合の決め方の基準についてお聞きしたいのですが。

【入札監理課長】

基本的には、地域要件を設定した場合に、その地域内に入札参加可能な業者が概ね 50 者、概ねということ最低 40 者は確保できるように地域を設定いたします。ただし、実績がないと参加できませんというような要件を付す場合もございますので、その場合には実績のある企業をこちらの方でカウントいたしまして、そのカウントした結果で、概ね 50 者、最低でも 40 者が確保できるように地域要件を設定することにしております。今回の橋梁補修につきましては、そういう実績を条件とはしておりませんでしたので、基本的には地域の範囲内に何者いるかということのみで地域要件を設定しているものと考えております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。そういうことになっております。他にいかがでしょうか。総合評価方式については、このところ続けて抽出案件としてきました。今後とも重要な課題となるかと思えます。それでは抽出案件につきましてはこれで終わりにいたしまして、2 番目の審議事項「建設関係団体等からの意見聴取について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料 7」により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。基本的には、昨年度と同じような形で関係団体等からの意見聴取を行いたいという提案でございます。まず質問がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは意見交換に移りたいと思います。この案件について意見がありましたら、ご発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

去年も出た意見かと思えますが、例えば団体の中には、建築、土木、その他にもいろいろな分野があると思えますが、毎回同じ分野の方に出席していただくのではなくて、ある程度ローテーション的に、今年は建築の分野の方に出席していただいたら、来年は土木の分野の方に出席してもらおうというようなことについてはいかがでしょうか。

【入札監理課長】

それぞれの団体に依頼をする際に、例えば、団体の中で、これまで意見等を述べたことのないような構成団体、あるいは構成する方々の意見をなるべく取り入れる形で、あるいは、そのような方々に出席していただいて意見を出していただければというような依頼の方法もあると思えます。ただ、もう一つには、幅広い構成となっている団体の場合には、構成団体間でまったく違う話が 2 つ出てきたのでは、どちらを受け止めて良いのか分からないということになりますので、できるだけ団体としての意見をまとめてほしいという形で依頼をする予定でございますが、実際に出席して意見を述べていただく方々につきましては、これまで出席したことのないような構成団体の方に出席していただけるようにというような依頼をするということも可能だと思えます。

【美馬委員長】

団体としてのいろいろな意見を集約してもらいたいという面もありますが、毎回同じ分野の方が出席してということになると、幅広く意見を聴取できないという面もありますので、その辺のバランスが大事ななという気もいたします。そのようなバランスが取れるような形で、お願いしていただければというように思います。他に意見はいかがですか。

【安齋委員】

協会の中にいろいろな団体があるという話は、総合設備協会のことをいっているのですか。

【美馬委員長】

特に違いがあるのは、どういう団体ですか。

【入札監理課長】

今ほど申し上げましたのは、例えば、建設業協会は建築系と土木系がありますし、総合設備協会の中でも、やはり電気とか空調というような形に分かれておりますし、また、建設専門工事業団体協議会も、下請の業種ごとに、それぞれ構成する団体が数多くございますので、そういう様々な構成団体から構成されている団体につきまして、例えば、会長が建築で副会長が土木というように分かれば、そのまま結構だと思えますが、たまたまこちらにおいでいただく方々の業種などに偏りがあるような場合には、なるべく今まで出席いただいたことのない業種の方にも、出席をいただけるように依頼することも可能かと考えております。

【美馬委員長】

その辺はどうですかね。会長にすべての意見集約を任せるのか、それとも出席していただく方をこちらから指定するのかなどか。

【安齋委員】

芳賀委員、その辺はいかがですか。去年は、例えば、会員の意見を集約してくださいということで依頼をしました。それで、去年は会員全体の意見がある程度聞けたのですが。

【芳賀委員】

団体というときに、その意見を代表するのはやはり会長だということが根本的にはありますよね。それと同時に、例えば、建設業協会なら、建築専門もあるだろう、土木専門もあるだろう、舗装専門もあるだろうといろいろあるのですが、この辺の調整というのは極めて難しいことでして、依頼する際にどのような視点で依頼をするかということになると思います。例えばですが、土木なら土木で意見聴取を行ってきたけれども、今回については、意見聴取をしたことがないから舗装について聴いてみましょうかというようなことで、そういう代表の方の出席を依頼するとか。そのようなことくらいしかできないかなと思います。

【美馬委員長】

会長に団体の意見を集約して下さいという依頼をするのか、それとも最初から分野がある程度変えて下さいという依頼をするのか、その辺についてはどうですか。

【芳賀委員】

県の事務局サイドで、まずはその団体の事務局と相談するとか。依頼文書の中に出席者を誰ということまで書くことは、現実問題として難しいと思います。そのようなやり方しかないのかなという感じはします。

【美馬委員長】

ということは、ある程度幅広い意見を聴きたいということぐらいでしょうかね。

【安齋委員】

去年は、そういう形で依頼をしましたよね。そして実際に意見集約をしていただいたと。

【美馬委員長】

幅広い分野の意見をお聞きしたいと、そしてそれぞれについて意見集約をしてほしいという形で依頼をしますかね。

【安齋委員】

文書では難しいと思うので、口頭で構わないと思います。

【美馬委員長】

はい、そういうことでよろしゅうございますか。何かございますか。

【入札監理課長】

今ほどのお話を踏まえまして、事務局の方で依頼をさせていただく際に、相手方の事務局と十分そういうお話をさせていただいて、できるだけ幅広い意見をお伺いできるように出席者あるいは、その意見書等について考えて対応したいと思います。

【美馬委員長】

他に何かございますか。よろしゅうございますか。それでは、個別事業者につきましては選考チームを作るということになりますが、事務局の方で何か案がありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局としましては、美馬委員長と委員長職務代理者の安齋委員の方にお問い合わせいただければと考えております。

【美馬委員長】

安齋委員、よろしゅうございますか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

それでは、私と安齋委員で選考チームを作りたいと思います。審議事項イにつきましては、事務局の案のとおりでよろしいですか。今回出ました意見を踏まえる形にさせていただきたいと思います。それでは、この委員会終了後、安齋委員にはお残りいただきたいと思います。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

それでは、各委員の意見交換に移りたいと思います。意見交換をしておきたいことがございましたら、ご発言願いたいと思います。

【安齋委員】

資料 6 の 35 頁の意見聴取を行った学識経験者名簿ですが、前はまったく分からなかったのですが、今回これを作ってもらって非常に参考になりました。ただ、1 つお聞きしたいのですが、これを見ますと、案件番号 1 の事案は 12 人、案件番号 4 は 13 人、案件番号 5 は 12 人いるのですが、案件番号 2 は 2 人、案件番号 3 は 5 人と非常に少ないのですが、これはなぜですか。

【入札監理課長】

資料 6 の 35 頁の総合評価委員につきましては、この名簿に記載がある 18 人の方々に県としてお願いをさせていただきます。法律の制度上は、個別の案件について事前に意見をお伺いするのは、2 名以上の委員から意見を伺わなくてはならないという規定がございます。それに基づいて対応しておりますので、最低 2 名となります。意見をお伺いする方法といたしまして、基本的には 18 名の委員に 3 班に分かれていただきまして、その班ごとに会議を開催していただき意見を伺っておりますので、通常ですと 6 名、欠席の委員がいらっしゃれば 4 名とか 5 名にお伺いすることになりますが、制度改正等をお諮りしたい案件があります際や年度当初には、全体会議を開催いたしますので、その際には委員 18 名のうち出席できたすべての方々に、個別案件についての意見も併せてお伺いしております。数が多いものが全体会議を開催した際に意見をお伺いした案件であります。5 名となっている案件は班体制で行ったものです。2 名という案件は、会議の開催に案件発注のタイミングが合わなかったために、その案件のみ個別に 2 名の委員のところにお伺いをして対応したものでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他に何か意見交換しておきたいことはございますか。

【安齋委員】

芳賀委員と藤田委員にお聞きしたいのですが、総合評価方式で価格逆転が 50 % 超えています。業界の方からそろそろいろいろな意見は出てこないですか。

【美馬委員長】

芳賀委員どうですか。総合評価方式についての意見としては。

【芳賀委員】

総合評価方式につきましては、非常に意見が多いです。ところが、最大公約数をとって集約するという事は、極めて難しいということがあると思います。

【安齋委員】

まとまらないんですね。

【芳賀委員】

なかなかまとまりづらいですね。

【美馬委員長】

藤田委員はどうですか。

【藤田委員】

私の方は、今年度もコスト調査事業を開始いたしておりますが、実態調査を通して実情の確認を進めたいと思っております。また、先ほど美馬委員長から御指摘がありましたように、加算点が固定化するのではないかというような懸念の声を聞いております。

【美馬委員長】

そうですね、個別にはいろいろと意見があるかもしれないけれど、トータルとしてこれが一番良いというものはなかなか出にくいと。みんなが納得するような意見集約は、今のところではできないと。そういう意味では今後の検討課題かなという気はいたしますね。

【安齋委員】

地域貢献に関して意見はありませんか。例えば、消防団等だけではないだろう、それだけが地域貢献ではないだろうというような意見はありますが、具体的にこういうものを評価したら良い

のではないかという提案は業界からありませんか。

【美馬委員長】

総合評価方式の加算点項目についての追加の要望はあるのかと。

【芳賀委員】

それと逆行するような意見も出ています。いろいろ話を聞いていくと、小さい工事ほど利益が出ないという話が伝わってくるわけです。調査をして結果をみてもそうなのですが、そして、工事量が少なくなっているというような中で、総合評価についてよりも、地域保全型、これは競争を制限するような形のものなのですが、そういうものをという声がむしろ多く出てきています。

【美馬委員長】

地域保全型というのは、どういうものですか。

【芳賀委員】

新潟県の入札制度の中に、中山間地などのような場合に、いくつかの町村の中で最低1社とか2社くらいは建設業者が残らないと地域的に困るであろうということに配慮して、詳しいことまでは本日は言えませんが、いわゆる指名と同じような形のを導入されているのです。そういうことで、中山間地、特に豪雪地帯からなどは、総合評価とは別のをという声が多く出てきています。それから、総合評価について多い意見というのは、特別簡易型は総合評価なのだろうか、良い企業とはなんだろうか、良い企業というのは建設技量が優れているところではないのかというような声は聞こえてきます。

【美馬委員長】

どうもありがとうございました。総合評価方式そのものについて、いろいろな意見があるということですね。

【安齋委員】

元々、総合評価の拡大は業界の要望ですよ。私はあまり賛成しなかったのですが、やはりこういう問題が予想通り出てきましたね。芳賀委員がおっしゃるように、特別簡易型に本当に競争性があるのかなど。結果的には地域ナンバーワンの企業が逆転をします。そうすると、入札参加可能業者数50者確保という、今のところかなり厳しい水準をどうするかということについても、今度の意見聴取で業界の意見を聞いてみたいと思います。

【芳賀委員】

基本的に、特別簡易型というものが総合評価なのかという声が出ていることがまず一つ。それと、小規模なものについては、もっと自由であっても良いのではないかと、いわゆる条件付ということでの競争で良いのではないかと、特に逆転現象が起こるんだということは各業者は想定済みですから、逆に不満感というかそういうものを持っている企業が増えつつあるということも間違いないと思います。

【美馬委員長】

その辺も含めて、今後の一つの課題かなという気はいたします。総合評価方式については、まだまだ意見が出てくると思います。この委員会としても、今後も総合評価方式の更なる改善ということは考えていかななくてはならないと思います。他にございますか。よろしゅうございますか。それでは、その他に移ります。委員の皆様から、何かございますか。

よろしゅうございますか。事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

本日は、橋委員の就任後、初めての委員会となりますので、福島県入札制度等監視委員会規則第8条第3項の規定によりまして、委員長に橋委員の所属する部会を決定願いたいと思います。

【美馬委員長】

これは委員長が決めるということになっていますね。それでは、小川委員の後任ということで、橋委員を談合等調査部会の委員として指名したいと思います。橋委員よろしくお願います。他に事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【美馬委員長】

次回の抽出案件の対象期間、抽出テーマ及び抽出チームについてですが、抽出テーマについて、御意見ございますでしょうか。事務局から案がありましたら、お願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の審議対象期間につきましては、22年度の7月から9月まで、抽出委員につきましては、順番で齋藤委員と田崎委員にお願いしたいと思います。抽出テーマは、ここのところ総合評価方式ということで続いてまいりましたが、22年度も上半期の終了の時期になるということと、最低制限価格を上げた際の効果が下請の方にまで波及しているか確認していく必要があるというようなお話もございましたので、下請契約がある程度みられるような案件ということで、その辺りについて抽出してはどうかというふうに考えております。

【美馬委員長】

対象期間については、22年の7月から9月まで、抽出委員は順番としまして齋藤委員と田崎委員、抽出テーマについては、下請問題を扱うということで、下請の多い案件について、適正に下請に発注されているかどうかということテーマとして取り上げたらどうだろうかということですが、いかがですか。おそらく次回の意見聴取のときも、下請の方からはその問題の意見が出てくると思います。そういう意味でも、この委員会としましては、抽出案件として下請に最低制限価格が上がった部分が適正に分配されているかどうか、これを一つの重要なテーマとして、案件を選ぶ場合には下請の比率が高いものを中心にして選んでいただいて検討してみたいと。このような形でよろしいでしょうか。

それでは、抽出委員よろしくお願いたします。おそらく、抽出案件審議につきましては12月になると思います。11月は意見聴取をするということになります。齋藤委員と田崎委員、よろしくお願いたします。他に事務局の方から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の日程調整のため、皆さまのお手元に日程確認表を配布いたしました。御手数をおかけいたしますが、9月21日の火曜日までに事務局への御提出をお願いいたします。

【美馬委員長】

委員の皆さんよろしくお願いたします。本日の議事については、これで終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、第28回福島県入札制度等監視委員会を閉会いたします。ありがとうございました。